

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 9 月 25 日

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理 事 長 諸岡 泰輔

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 令和6年度下期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約
- ア 契約内容 入札説明書のとおり
 - イ 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
 - ウ 物品仕様 日本工業規格 K2203 灯油に規定される物のうち1号に適合のもの
 - エ 納入場所 唐津市鎮西町菖蒲3700-20
クリーンパークさが 敷地内

2 一般競争入札を行う日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年 10月 8日（火）午後2時 00分
- (2) 場 所 唐津市鎮西町菖蒲3700-20 クリーンパークさが 3階大会議室
- ※ 日時、場所等、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第 6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害 を与える目的をも

- って暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 本調達物品の使用に適合する物品であることを確認できる者であること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な資格を有し、許可、認可、登録等を受けていること。

4 郵送による一般競争入札の郵送方法並びに到着の日時及び場所

入札を郵送で行う場合には、外封筒に「令和6年度下期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、入札日の前日の午後5時までに財団施設課に必着のこと。

5 一般競争入札保証金

当財団会計規定第42条第1項により、入札保証金は免除

6 一般競争入札を無効とする場合

競争について次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で二以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

7 一般競争入札を中止する場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、一般競争入札を中止する。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) その他必要があると認めるとき。

8 契約内容を示す場所

唐津市鎮西町菖蒲 3700-20 クリーンパークさが

9 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 施設課

郵便番号 847-0314

唐津市鎮西町菖蒲 3700-20

電話番号 0955-82-0992

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和6年9月25日(水)から10月3日(木)までに、当財団のHP上、または(1)の課において随時交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 仕様書等に対する質問書の受付等

公告内容に質問がある場合は、令和6年10月3日(木)までに(1)の課に電話連絡をすること。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を、(1)に郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年10月4日(金)午後2時(郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格等の確認結果は、令和6年10月7日(月)までに電話またはメールにより通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、上記の「**3 一般競争入札に参加する者に必要な資格**」で記載した各号のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(6) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に100分の110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

エ 入札価格の欄に

(契約手数料)

「ENEOS 基準価格 (関連コスト 1.5 円/L を含む)」 + 円/L のように記載する。

関連コスト 1.5 円/L 及び、契約手数料は契約期間中、変動しないものとする。

「ENEOS 基準価格」は、小数点第 2 位以下を切り捨てとする。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、低い契約手数料単価を提示した上位 2 者を落札者とする。(複数者落札入札)

イ 次に掲げる場合で落札順位を決定する必要がある時は、直ちに 当該入札者にくじを引かせ落札順位を決定するものとする。

(a). 予定価格内で、最も低い価格で入札した者が、同額で 2 者以上ある場合。

(b). (a)を除き、予定価格内で 2 番目に低い価格で入札した者が同額で 2 者以上ある場合。

また、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、またはくじを引かない者があるときはこれに代えて当該入札事務に関係のない当財団の職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき (入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合) は、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は後日、改めて行う。

エ 入札は 2 回を限度とし、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団会計規程第 39 条第 5 号の規定により、落札者がいない場合は、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、低い価格を提示した上位 2 者と、入札者が 2 者以上の場合で落札者が 1 者しかいない場合は最低金額を提示した者と、随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(9) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手直し、引替え又は撤回をすることができない。

(10) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(1 1) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退者はこれを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

1 0 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

当財団会計規程第 54 条第 1 項により免除

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。